

第11回南島原市農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和4年5月26日(木)午後2時00分～午後2時58分

2 開催場所 ありえコレジヨホール2階会議室

3 出席委員
(農業委員)

1番	太田香代子	2番	廣瀬博一	4番	木下勝徳	6番	植木健太郎
7番	楠田耕三	8番	平光正	10番	本多利任	11番	山下勝也
12番	山崎伸吾	13番	寺田健蔵	14番	水田勇	15番	中村修治
16番	金子初夫	17番	馬場正国	18番	岩永豊一		
	会長 中川繁憲						

(農地利用最適化推進委員)

19番	吉岡長久	20番	田中芳邦	21番	野原重光	22番	中山秀樹
23番	田中八郎	24番	本多正敬	26番	北岡新市	27番	内田一郎
29番	神崎好史	30番	中村康弘	31番	石橋浩昭	32番	石橋正浩
33番	山口俊一	34番	松尾和昭	35番	寺田俊秀	36番	末續公德
37番	原田久也	39番	浅田修弘	40番	柴内成世	41番	三宅東英
42番	本多晋介	43番	宮崎努	44番	山本敏晴	46番	相良栄一郎
47番	本田勝彦	48番	飛永敏博				

4 欠席委員
(農業委員)

3番 伊崎美代子 5番 小川一英 9番 中野裕二

(農地利用最適化推進委員)

25番 増田孝徳 28番 末吉秀明 38番 岡田裕弥 45番 宮崎陽一

5 議事録署名委員 4番 木下勝徳 6番 植木健太郎

6 事務局出席者 松尾 強 山本忠介 本多 守 円口智仁 山口朋子

[日 程]

議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第46号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第48号 農用地利用集積計画の決定について
議案第49号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について
議案第50号 令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)について

- そ の 他
- ・農地法第18条第6項の規定による通知について
 - ・使用貸借を解約した旨の通知について

事務局（〇〇） ただいまから第11回南島原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、5番小川委員、9番中野委員、25番増田推進委員、28番末吉推進委員、38番岡田推進委員、25番宮崎推進委員から欠席の届出が来ております。また、少し遅れると27番内田推進委員から連絡が来ております。まだ出席されていない委員もおられるようですが、出席農業委員数は16名で過半数には達しておりますので、総会は成立しております。会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたしますので、よろしくお願いいたします。

議 長 改めまして、皆さん、こんにちは。

本日は、第11回南島原市農業委員会総会ということでご案内申し上げましたところ、皆様には大変お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、先日13日、長崎県の農業委員会会長・事務局長会議が長崎市で開催されました。久しぶりの対面での会議で、顔を見合わせての会議でした。会議では、最適化活動を月に8日は実施して記録すること、農業経営基盤強化促進法など一部を改正する法律が今国会で衆議院を通過し、参議院で審議されており、来年4月に施行される予定であることなどの情勢が報告されました。この一部改正の法律は20日に参議院で可決成立しました。内容は、農業委員会の業務に大きく影響があるものばかりであり、地域計画の策定、いわゆる人・農地プランの法定化、農用地利用集積計画の農地バンクへの統合、農地の下限面積要件の廃止など、来年4月施行に向けて動き出すものと思われます。

また、令和4年度の農業委員会活動の重点事項などが協議され、農地の集積、荒廃農地の解消対策、農業者年金の加入推進、全国農業新聞の普及拡大について、市町ごとの数値目標が決定されました。

委員一人一人が1年の活動の中で1件以上の報告を行われますよう、目標達成に向け皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

事務局長から、農業委員19名中、今現在16名との報告があり、総会開催に必要な過半数には達しておりますので、総会は成立することを宣言いたします。

それでは、議事録署名人に4番木下委員、6番植木委員を指名し、ただいまから議案の審議に入ります。

それでは、**議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について** 事務局より説明をお願いします。

事務局（〇〇） それでは、議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について、2ページをお願いいたします。

番号1、所有権移転売買物件の629平米です。

それでは、読み上げます。

（議案第45号 番号1を朗読）

以上、農地法第3条の許可基準の農地法第3条第2項第1号の農地取得後全ての農地等の耕作を効率的に行うと認められない者、第4号の農作業に常時従事すると認められない者、第5号の

下限面積を下回る場合及び第7号の周辺の地域における効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがあると認められる場合ですが、全ての許可基準を満たしているものと思われま。以上でございます。

議長 説明が終わりましたが、農地法3条の許可申請についても現地調査を踏まえて審議しなさいということになっておりますので、1番の案件は深江の案件ですけど、深江の委員さん、意見いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」との声)

議長 皆さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「ありません」との声)

議長 意見がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、申請どおり許可することに決定いたします。

次に、**議案第46号 農地法第4条の規定による許可申請について** 事務局よりお願いします。
事務局(〇〇) それでは、議案第46号 農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

3ページをお願いいたします。

番号1、有家町の〇〇。有家町〇〇及び〇〇、いずれも地目田、合計138.73平米になります。転用の目的、駐車場用地。近隣にアパートを経営されておりますが、駐車場が不足しているため、申請地を駐車場として利用したいということでございます。農振地域の農用地外となっております。

本案件の農地区分は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当いたしますので、第2種農地と思われま。駐車場につきましては先ほど農地2筆と〇〇、雑種地と一体利用、駐車場としての面積が157.73平米で、砂利舗装し、アパートの入居者用の駐車場として4台分の駐車スペースを確保いたします。雨水につきましては自然流下ではありますが、大雨時には隣接の物置の後ろを通って既存の水路へ放流される計画となっております。汚水・雑排水につきましては発生いたしません。資金につきましては自己資金で賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。5月24日午前9時より深江の〇〇委員、それに有家の〇〇委員、事務局3名と現地を見てまいりました。場所は国道251号の有家の〇〇から50mぐらい島原方面へ行った信号機から200mぐらい山手にいった〇〇の駐車場の奥になります。先ほど事務局より説明がありましたように、申請地の奥に雑種地が少しありますが、そこも一体利用として使うということで、それと雨水に関しては、物置が手前のほうにあります、その手前に申請者の住宅がありまして、それもお兄さんが住んでおられたんですけど、そこが空き家になって、貸家として今利用しているということで、そこまで水路を通してということで、その奥にU字溝を設置して、大雨に対しては対応するということで、排水については何ら問題もないと見てまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。今の〇〇委員からの説明で問題ないと思えますけれども、アパートは7世帯あるらしくて、1世帯2台ずつということで、今10台分ある中で、4台がどうしても

足りないというようなことらしくて、この狭い中に4台とめられますかというふうの確認しましたら、工夫してとめますという回答でしたので、問題ないなとは思いますが。以上です。

議長 この敷地内に4台はとまるということですね。分かりました。

ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「ありません」との声)

議長 ご意見ないようですので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号2ですが、議案の47号の5条の1の案件と同じ箇所でありますので、一括して審議したいと思いますけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 よろしいでしょうか。それでは、**議案第46号4条の規定による許可申請番号2と議案第47号農地法5条の規定による許可申請番号1**を一括して審議したいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、議案第46号の番号2番と議案第47号の番号1番、農地法4条、5条になりますけれども、同一の目的で転用されることから一括して説明いたします。

まず、4ページをご覧ください。

布津の〇〇。布津町〇〇、地目が畑、地積が121平米です。転用目的は露天の堆肥置場として利用したいということでございます。備考欄に書いてありますけれども、〇〇につきましては次のページの第5条の番号1になります。布津町の〇〇から布津町の〇〇に、布津町〇〇、地目が畑、地積が220平米です。こちらは同じく申請地を譲り受けて露天の堆肥置場として利用したいということでございます。

なお、権利の内容につきましては贈与で所有権移転、許可あり次第、期間は永久となっております。

4条、5条それぞれ併せて一体利用ということですので、全体の面積は341平米となります。

本案件の農地区分につきましては、農振地域内の農用地に該当いたします。農業振興地域整備計画の軽微な変更による農業用施設への用途変更手続は本年4月11日付で完了しております。露天の堆肥置場、面積341平米です。敷地は転圧のみ実施する計画となっております。雨水につきましては自然流下となっておりますが、大雨等が降った場合は、南側の〇〇の東側を通る水路のほうへ排水される予定となっております。汚水・雑排水については発生いたしません。資金につきましては、転圧については自家施工でされるということですので、発生いたしません。以上でございます。

議長 これも案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。5月24日9時30分頃、布津町の〇〇委員さんと〇〇委員さん、それに事務局から3名で現地を見てまいりました。現地は布津町の〇〇の倉庫があります。そこから山手のほうに上りまして〇〇というところだったと思っておりますけど、今は〇〇自治会だそうです。ちょうど老人ホームの西側になりますけれども、農地の基盤整備が行われておりまして、東側は道路に面しております。そして、西側のほうは宅地であります。雨水は自然流水ということですが、道路の南は側溝がありますし、何ら問題はないと思って見てまいりました。審査のほうよろしくをお願いします。

議 長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からご意見等ありませんか。
〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。〇〇委員さんの言われたように何ら問題ないと。堆肥も野積みとこれにありますけれども、袋入りの製品をパレットに並べて、それに置くみたいなことでしたので、何ら問題ないと思いました。

議 長 ほかの委員さんから何かご意見等ありませんか。ここは、これだけ堆肥を置かれるということは相当な面積で作物を作っておられるのですか。〇〇番〇〇委員、申請者の経営状況等を、これだけの……

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。〇〇はたばこを作っておられます。面積は、2ha ぐらいです。野菜の堆肥もということで。ちょっと気になったのが、コンクリート舗装はしないで、このまま堆肥置場に利用するというのと、排水のほうをちゃんとしなせんと、通路のほうに流れていくと思っています。コンクリート舗装するなど、側溝を入れて流れるようにしたほうがいいのではないかと考えております。以上です。

議 長 一応転圧ということで説明がありましたけれども、これだけの堆肥置場ということですので、これだけ申請されて、〇〇委員が布津ですのでご承知かと思ってお聞きしたわけですが。排水関係に関してちょっと意見が出ておりますけれども、〇〇番〇〇委員、そのところはいかがでしたか。排水に関しての問題。現地調査のときに、そこは転圧ということで固めて、雨水関係がどのような方向に流れるかというのを教えていただけませんか。では、同行された〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。私も現地を見てまいりましたが、ここは勾配が結構ひどくて、今奥のほうに排水をするようにして、そこにU字溝と蛇腹のパイプを入れるようにして、下のほうに流すということで説明を受けました。それで、勾配を現状のまま使うということで、勾配が結構あるので、水はその奥のほうに寄ってくるので、民家のほうには流れないという説明を受けました。

議 長 奥のほうという、この地図で見ますと南側のほうに勾配があるということですか。

〇〇番〇〇委員 そうですね。

議 長 じゃ、そこに関しての側溝というものは設けられておりますか。

〇〇番〇〇委員 側溝自体は今の奥のほうにU字溝が設けられていて、そこを今度下のほうに大きな水路があって、そのほうに流れていくという説明を受けました。

議 長 分かりました。〇〇番〇〇委員、それで納得いかがでしょうか。

〇〇番〇〇委員 確かに奥のほうに側溝がありました。それで管を通して農道の側溝に流れるようになっていたのですが、車が今とまっているところは里道です。それで、この前現地調査に行ったときに、そこを水が流れてくるって話もあったものですから、てっきり車のほうに流れていくのかなと思ったからちょっと尋ねたまでです。以上です。

議 長 〇〇番〇〇委員、よろしいですか。〇〇番〇〇委員からそういう説明があって、U字溝のほうに行くということでありますので、問題ないのではないかと考えておりますけれども、よろしいでしょうか。

ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。事務局、説明をお願いします。

事務局(〇〇) ちょっと説明いたします。今問題にされているのはここだと思っております。ここに井戸がありますが、北側のほうから流れて来る水が、家のほうに流れて、こことこの境目の辺りが若干高く、ここが分水嶺みたいになっていて、このものはこっち側に流れていく。敷地内の水についてはこの土地改良区の中の水路のほうに入っていくということでございます。以上でございます。

議長 よろしいですか。

(「はい」との声)

議長 ほかに皆さんから何かご意見、ご質問ありませんか。よろしいでしょうか。ほかの委員さんからご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「はい」との声)

議長 異議なしと認め、許可相当として県に進達いたします。

次に、議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請について 番号2について事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、番号2について説明いたします。

6ページをお願いいたします。

番号2、北有馬町の〇〇から島原市の〇〇へ、北有馬町〇〇、地目田、地籍455平米。転用の目的、事務所兼住宅。現在島原市で建築士として従事されておりますけれども、申請地を譲り受けて事務所兼住宅を建築したいということでございます。権利の内容につきましては、所有権移転の売買、時期につきましては許可日、そして期間が永久となっております。本地区につきましては農振内農用地外となっております。

本案件の農地区分につきましては、おおむね300m以内に〇〇庁舎がありますので、第3種農地と思われま。事務所兼住宅、木造平屋建ての建築面積86.45平米となっております。敷地を整地して、土留め工事をして土砂の流出を防ぎます。雨水につきましては、新設の溜枡等を経由して南側の市道の道路側溝及び北側の既存の水路がありますので、そちらのほうに放流予定となっております。汚水・雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して先ほどの既存の水路のほうへ放流予定となっております。資金につきましては自己資金により賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。24日午前10時30分より〇〇委員、〇〇委員、事務局3名と現状を見てまいりました。場所が〇〇とJAの〇〇がありますけど、その間を北へ200m弱ぐらい上って行って左へ折れて30mぐらい行ったところが現地になります。ここは北側も南側も水路があって、排水のほうは何ら問題ないと思います。また、道路沿いに川もございまして、下のほうに、上ってきた道路に川があって、排水的には何も問題ないと思います。そこでもまた入り口の拡張工事をなされて、手前の石垣が不安定なようでしたので、そこは改修されるそうです。また、東側の石垣も不安定なので、部分的に修復されて、ここはコンクリートでかさ上げしてフェンスを設けられるそうです。以上ここを見てまいりましたけれども、何の問題もないかなと思ひまして、審議よろしくをお願いいたします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。〇〇委員のおっしゃるとおり、何ら問題ないと思われま。よろしくをお願いします。

議長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「ありません」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、議案第48号 農用地利用集積計画の決定について 事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、議案第48号 農用地利用集積計画の決定について説明いたします。

7ページをお願いいたします。

今月の利用集積計画ですが、賃貸借権が新規7件、9,621平米、再設定が12件の5万5,425平米の計19件の6万5,046平米となっております。あと、使用貸借権につきましては再設定のみ1件で3,522平米です。所有権移転につきましては贈与1件で549平米です。中間管理事業(一括方式分)になりますが、新規のみで、賃貸借権が2件の4,408平米、使用貸借権が2件の5,391平米、合計4件の9,799平米となっております。

それでは、個別の案件について朗読いたしますが、再設定及び一括方式につきましては朗読を割愛させていただきます。

(議案第48号 賃貸借権 番号1~7新規設定、所有権移転 番号21を朗読)

以上の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号、第2号、第3号及び第4号の各号の要件を満たしていると思われまます。以上でございます。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問を伺うところでありますが、8ページ、9ページの番号19と11ページの21は出席委員の関係する案件でありますので、その分を除いてご意見、ご質問等ありませんか。

(「ありません」との声)

議長 それでは、次に番号19に関して審議をいたしますので、農業委員会に関する法律第31条の規定による除斥の必要がありますので、〇〇番〇〇委員の退場を求めます。

———— 〇〇番〇〇委員退席 ————

議長 番号19について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 〇〇番〇〇委員の入場を求めます。

———— 〇〇番〇〇委員入席 ————

議長 次に、番号21について質疑をいたします。農業委員会の申合せにより、推進委員についても除斥することになっておりますので、〇〇番〇〇委員の退場を求めます。

———— 〇〇番〇〇委員退席 ————

議長 番号21について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(「ありません」との声)

議長 〇〇番〇〇委員の入場を求めます。

———— 〇〇番〇〇委員入席 ————

議長 ご意見がありませんので、議案第48号 農用地利用集積計画の承認をすることに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしですので、農用地利用集積計画を承認することに決定いたします。

次に、議案第49号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について 事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 説明いたします。

今回の分につきましては、毎年、毎年度目標を立てて、それに向けて活動をしていき、その分

の実績をホームページに掲載する形になっております。実績数値の読み上げによって説明とさせていただきます。

資料の14ページをご覧ください。担い手への農地の利用集積・集約化ですが、3年度の実績が2番になります。新規の実績が48.7haの集積が新たに図られました。

次、15ページをご覧ください。新たに農業経営を営もうとする者の参入促進ですが、令和3年度の目標6経営体に対して、5経営体が新たに農業参入という形になっております。面積につきましてちょっと少ないのは、新規参入の方が主に施設園芸作物が多かったということで、面積的には少なくなっております。

続きまして、16ページをご覧ください。遊休農地に関する評価ですが、令和3年度の実績、2番、中段のほうになります。解消実績といたしまして、これは農地パトロールで回っていた分、昨年度から解消というふうに区分けされた農地の面積になります。19.2haとなっております。下のほうになります。3番の調査のほうが例年7月から8月ぐらいということでしたが、調査要領の改正に伴って若干実施期間が11月までかかっております。あと利用意向調査につきましてはこの部分の改正になりまして、1号の遊休農地の所有者全てに意向調査をするという形になっておりますので、調査の面積等が大幅に増加しております。

17ページをご覧ください。令和3年度末の南島原市の違反転用の案件につきましては、1件の0.03haが違反転用のままということで数値になっております。

次、18ページをご覧ください。18ページにつきましては、本総会で昨年度中に審議をされた件数になります。3条が42件、転用案件が55件となっております。

19ページをご覧ください。3番の農地所有適格法人からの報告ですが、管内の農地所有適格法人数が26法人、うち報告書の提出があっているのが24法人で、報告書が出されていない法人が2法人ありました。この2法人のうち1法人につきましては4月に貸し借りをされていた農地の解約がなされたということで、ここの分の未報告、報告しなかった、ここが3年3月末の時点になりますので2法人、今現在は1法人の未提出となっております。1法人につきましては、今現在ほぼ休業中のような格好になっておりますが、〇〇がまだ未提出ということで、うちの事務局から再度報告をいただくか、農地の処分を促すような形で指導していきたいと思っております。

簡単ではありますが、以上で説明を終わらせていただきます。

議長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。よろしいですか。

意見もないようですので、原案どおり認めることに異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)については原案どおり認めることに決定いたします。

次に、**議案第50号 令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)**について 事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 資料の21ページからになりますが、令和4年度から名称が変わっております。最適化活動の目標を設定して、それに向けてということで、具体的には22ページからになります。

最適化活動の一つ目が、新規の農地の集約面積の設定になります。これにつきましては、南島原市が農地の80%を担い手に集約するという計画になっている都合上、それを9年度までに達成するためには200ha以上は要するのですが、今年度につきましては、今年度からの新たな目標がちょっと大きいということで、5%上乗せという形で55%に行くように200haを目標と

いう形を取っております。

(2) 遊休農地の解消につきましては、昨年回ってもらった農地パトロールの実績につきましては、緑と黄色を足したところで351ha、市内には遊休農地があります。その中で緑区分、ちょっと手を加えれば農地への復元が可能な農地ということで215haあります。その215haを目標の中では5年で解消するような計画を立てなさいということになりますので、単純に割って、今年度の緑の解消が43ha解消を目標となります。黄色区分につきましては、具体的な取組としては、一団となっている農地については中間管理機構への活用を協議していくということになっております。

23ページをご覧ください。(3) 新規参入の促進。目標数値につきましては②になりますが、過去3年間の新たな貸借の面積の1割、過去3年の平均の1割を新規参入者への貸付けの所有者の同意を得るということで、計算しますと6.6ha。これにつきましては実際に貸借まで行く面積ではなくて、農地を出したい方、農地を貸してもいいよという方が、新規参入者の方でも貸してもいいよという意向把握、これが6.6haという形になりますので、このところご注意ください。

2番、最適化活動の活動目標ということで、本農業委員会では1人当たりの活動日数が月7日間を目標。実際には8日間以上の活動をなさйтеというのが国の方にありますが、1日の差がありますのは目標達成を確実にするためです。8日活動すれば目標達成、100%以上という形になりますので、7日間という形で目標を立てております。強化月間といたしましては、8月に例年のごとく農地の利用状況調査、農地パトロールをしていただく形になりますので、そこを強化月間、それとその分で事務局のほうから意向調査のほうを各所有者の方に通知を出すのですが、この分の未回答、まだ回収できていない部分で市内在住者の方については戸別訪問していただければという期間として、恐らく2月ぐらいには取りまとめができるのかなと思いますので、2月にその分を含めたところでの強化月間としております。

(3) はちょっと今までにない案件になりますが、新規参入相談会への委員の参加目標ということで、南島原市については1回、お盆に帰省される方、8月に就農に関心のある方を対象にした相談会がありますので、そちらのほうにも相談があるようであれば、地元の委員さんなりで対応していただければなということ1回挙げております。私のほうから以上です。

議長 令和4年度の最適化活動目標の設定の案が出ましたけれども、ちょっとハードルが高くなっております。ちょっと変わったところがありますけれども、ただいまの説明に対して何かご意見、ご質問等ありませんか。〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。議案が終わった後でお聞きしようかなと思っていたのですが、4月から8項目の活動報告をなさйтеということだったのですが、事務局から説明いただきまして、なかなか難しいところがあるのではないかなと。近くの推進委員さんが自宅に来られまして、どういうふうな活動報告を書けばいいのかと、そういう相談を受けました。内容もどういうのを書いていいのかとか、そういうところがなかなか把握できない。私も事務局に電話してどうなのかなという質問はしたのですが、多分皆さん一月の活動報告を、あれをみんな書くのは難しいのではないかと私は思っております。相談とかあったときにはいいのですが、そういうのがないようなときがありますので、その辺なんかが難しいのではないかなと思っております。それで、今説明を受けました活動の中でなかなか厳しいところがあるのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

議長 23ページの2番の活動目標が月7日、私の挨拶の中では8日と言いました。この件に関して

は、あまり難しく考えないで、普段していることを書いていただければと思っています。その件に関してまた後ほど記載の仕方等、また最後に説明をしたいと思いますので、事務局のほうよろしくをお願いします。

ほかに何かありませんか。

ほかに意見もありません。原案どおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、令和4年度最適化活動の目標の設定(案)については原案どおり決定いたしますので、達成に向けて取組をよろしく願いいたします。

次に、24ページ、**農地法第18条第6項の規定による通知**でありますので、ご覧ください。

25ページ、**使用貸借を解約した旨の通知**でありますので、ご覧ください。

以上をもちまして、議案の審議を終了いたします。